

大津市障害福祉施設 BCP作成支援ツール 3.0

- このツールにあらかじめ記載されている内容は、あくまでサンプルですので、細部の設定や表現などについては貴施設の状況に応じて、ご自由に変更・改良してください。
- 最初から完璧なものを目指さず、まずは作成してみたBCPを基に学習会や訓練を実施しましょう。BCPは策定も大事ですが、職員間や利用者と内容を共有しておくことがより大事です。なお、研修や訓練は全事業義務となっています。
- その度、メンテナンスをしていくことで、事業所の運営に即したBCPができあがります。

作成日・更新日	更新内容

法人名	〇〇	種別	〇〇
代表者	〇〇 〇〇	管理者	〇〇 〇〇
所在地	〇〇 〇〇	電話番号	〇〇 〇〇

大津市障害者虐待防止センターBCPプロジェクト監修

2023年4月初版作成

2026年5月改訂

1. はじめに

社会福祉施設等においては、高齢者や障害者など、日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、災害等により、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染症発生時においても、サービス提供に必要な人材を確保しつつ、感染防止対策の徹底を前提とした継続的なサービス提供が求められます。

こうした事態が生じた場合でも最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、マスク等の衛生用品、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの確保策等を定める「業務継続計画」(BCP)を策定することが有効であることから、介護分野や障害福祉分野等においては、運営基準の見直しにより、当該計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が令和6年4月1日より義務付けられました。

・出典:「令和2年度 社会・援護局関係主管課長会議資料(厚生労働省)」(P29)

BCP 策定ツールに関して

令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定において、すべての障害福祉サービス等事業者はBCPを策定することや、その内容を従業者に周知し、必要な研修及び訓練を定期的の実施することが義務付けられました。

大津市では障害福祉サービス事業所のBCPの策定及び研修や訓練を実施することを後押しするため、大津市障害者自立支援協議会内にBCP策定プロジェクトを立ち上げて、市内障害福祉サービス事業所向けのBCP策定ツールの配布と定期的な研修会の開催を行うこととしました。

本BCP策定ツールは全障害福祉サービス等事業に対応できるような内容にしています。ツールの空欄の部分や添付してある表等を記入することでBCPが完成します。

また、本ツールにあらかじめ記載されている内容は、あくまでサンプルですので、内容や表現などについては事業所の状況に応じて、ご自由に unnecessary 部分の削除、内容や文言の変更・改良をしてもかまいません。

最初から完璧なものを目指さず、まずは作成してみたBCPを基に学習会や訓練を実施しましょう。BCPは策定も大事ですが、職員間や利用者と内容を共有しておくことがより大事です。なお、研修や訓練は全事業義務となっています。

その度、メンテナンスをしていくことで、事業所の運営に即したBCPができあがりません。

BCP（業務継続計画）とは

地震などの大規模災害が起きた時にも企業や行政機関が事業を継続できるように行動する事や、通常業務の継続が困難になる事態が発生した場合でも復旧を速やかに遂行できるように事前に定める計画の事をいいます。

社会福祉施設では災害が起きた時、利用者と職員の安全確保が最優先されますが、それと同時にサービスを継続して提供する必要があります。しかしそのような状況下で事業を継続する事は困難であるので、事前にどのように事業継続していくのか準備をしておくことが重要です。

大規模災害の際に混乱を少なく事業を継続する方法や災害時の組織体制を事前に計画したものが BCP（事業継続計画）です。

BCPは「平常時の準備」「災害時の対応（初動対応）（優先業務の継続）（地域貢献）」の検討を実施することで、①事業活動のレベルの落ち込みを小さくし、②復旧に要する時間を短くすることを目的に作成します。

防災計画と自然災害 BCP の違い①

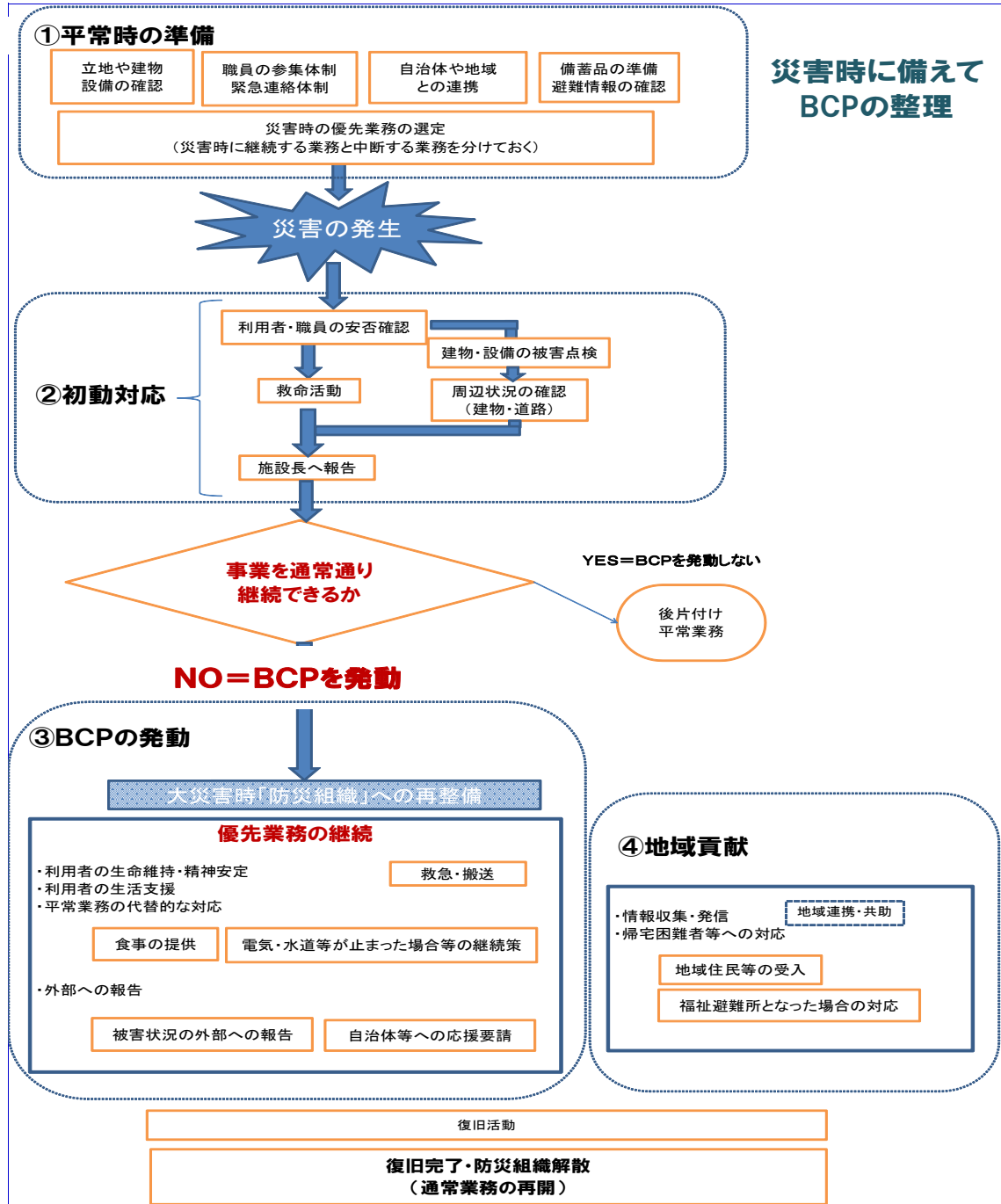
	防災計画	BCP
主な目的	・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減	・身体、生命の安全確保に加え、 優先的に継続、復旧すべき重要業務 の継続または早期復旧
考慮すべき事象	・拠点がある地域で発生することが 想定される災害	・自社の事業中断の原因となり得る あらゆる発生事象
重要視される事象	・以下を最小限にすること ➢ 「死傷者数」 ➢ 「損害額」 ・従業員等の安否を確認し、被害者を 救助・支援すること ・被害を受けた拠点を早期復旧すること	・左記に加え、以下を含む ➢ 重要業務の目標復旧期間・目標 復旧レベルを達成すること ➢ 経営及び利害関係者への影響を 許容範囲内に抑えること ➢ 利益を確保し企業として生き残ること
活動、対策の検討範囲	・自社の拠点ごと	・全社的（拠点横断的） ・依存関係にある主体 （委託先、調達先、供給先）

つまり、従来の防災計画に、避難確保、障害福祉サービスの継続、地域貢献を加えて、総合的に考えてみるのが重要です。

防災計画を作成する主な目的は、「身体・生命の安全確保」と「物的被害の軽減」ですが、その目的は、BCP の主な目的の大前提です。つまり、BCP では、防災計画の目的に加え、優先的に継続・復旧すべき重要業務を継続する、または、早期復旧することを目指しており、両方の計画には共通する部分もあり密接な関係にあります。

本ツールの構成

本ツールは、下に示す災害発生前後における障害福祉施設のBCP対応のフローに沿って構成されています。



2. 平常時の準備

BCP 計画の策定方針

平常時の準備としてまずBCP計画の策定方針を立てます。これに関しては管理者等が立案して、職員間と意見交換して策定することになります。

予防初動対応	防災組織を自動的に立ち上げ、役割分担に従い行動する。利用者と職員の安全と安心を最優先に確保する。
発動とその後の活動	被災状況を踏まえて防災組織リーダーが対応を発動する。 ①情報収集等の災害対応 ②重要業務の継続 ③地域との連携。共助は可能な範囲で行う。
職員の参集	①大災害の場合は、職員は原則全員集合とする。ただし、実際の出勤可能性を把握するために非常時職員参集リストを作成する。
非常時の備蓄	①食料等の備蓄は利用者と職員と合わせて3日分とする。 ②毎年、() 日等に使用期限などの確認、更新をする。
事業継続計画の見直し	①災害体験、新たな防災情報等をもとにその都度見直し、改定する。 ②訓練や職員体制の変更等も踏まえて、年1回見直し改定する。

大津市防災ナビの活用

「大津市防災ナビ」は大津市の公式アプリです。現在地周辺の指定避難所・指定緊急避難場所・AEDの設置場所や詳細が表示され、ARカメラ機能や避難コンパス機能で災害時の避難行動を支援します。

また、土砂災害警戒区域や浸水想定区域などのハザードマップも表示されますので、現在地の危険性を確認できます。

さらに、避難情報や気象情報などをはじめ、滋賀県土砂災害降雨危険度データと連携し土砂災害の危険性が高まっている地域内にいるユーザーへの注意喚起プッシュ通知など、各種防災情報をプッシュ配信します。

【主な機能】

- ・現在地周辺の指定避難所、指定緊急避難場所、AED設置場所の自動検索
- ・現在地から上記場所までの誘導
- ・土砂災害警戒区域、浸水想定区域などのハザードマップ表示
- ・震度予測、液状化予測マップの表示



- ・安否登録、安否確認



災害想定 of 把握

・大津市ハザードマップや大津市防災ナビ等を活用して自分の事業所の災害リスクを把握します。地震、火災、河川氾濫、土砂災害、湖岸近くの場合は液状化のリスクについて記載してください。液状化に関しては地震が起きた場合に琵琶湖岸で起きることが想定されています。

・風水害等に関する気象情報は気象庁が時系列情報を出します。毎日 4 回気象庁ホームページなどで(5 時、11 時、17 時、23 時)に提供されるので確認をしてください。

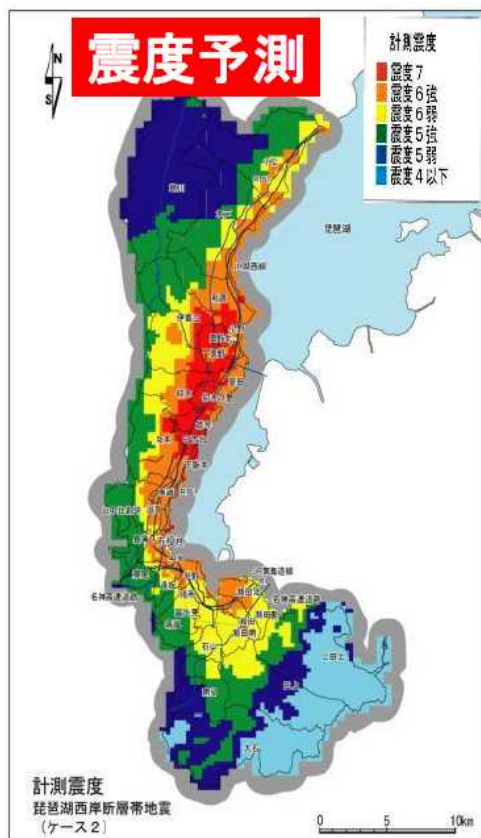
* 事業所のリスク

地震	最大震度 () の想定
火災	出火及び周辺からの延焼リスク (あり・なし)
洪水予報河川	琵琶湖・瀬田川からの浸水リスク (あり・なし)
河川氾濫・内水氾濫	近隣に〇〇川あり。浸水 () メートルのリスク
土砂災害	警戒区域・特別警戒区域
液状化	

・事業所だけでなく通所事業所等においては送迎ルート、ヘルプ事業所においては訪問先
のリスクの把握もしましょう

・風水害に関しては大津市ハザードマップを参照してください。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/005/1223/g/bosai/map/karte/index.html>



学 区	地震度	学 区	地震度
小 松	6強～5弱	藤 尾	5強～5弱
木 戸		長 等	6強～6弱
和 邇	7～5強	逢 坂	6強～5強
小 野	7～6強	中 央	6 強
葛 川	5強～5弱	平 野	6強～6弱
伊香立	7～5強	膳 所	6強～6弱
真 野	7～6強	晴 嵐	
真野北		富士見	6強～5強
堅 田		石 山	6強～5強
仰 木		南 郷	6弱～4
仰木の里		大 石	
雄 琴	7～6強	田 上	6弱～5強
日吉台		上田上	6弱～5弱
坂 本	6強～5強	瀬 田	6強～6弱
下阪本	7～6強	瀬田南	
唐 崎	6強	瀬田北	
滋 賀	6強～5強	瀬田東	
山中比叡平	5強～5弱		

地震による被害想定

表 4-4-1 地震被害想定総括表 (全市)

最大震度による被害想定																		
想定地震	地区	建物棟数	早朝人口	建物被害		人の被害									地震火災			避難者数
				全壊棟数	半壊棟数	死者数			負傷者数			重傷者数			炎上出火件数			
						早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	
琵琶湖西岸 断層帯 〔ケース1〕	旧大津市	96,194	301,311	20,834	19,861	622	432	442	3,722	3,167	2,866	214	178	164	19	43	56	36,893
	旧志賀町	11,942	22,913	4,044	2,867	100	49	66	267	136	179	15	8	10	2	6	6	4,047
	大津市合計	108,136	324,224	24,878	22,728	722	481	508	3,989	3,303	3,045	229	186	174	21	49	62	40,940
琵琶湖西岸 断層帯 〔ケース2〕	旧大津市	96,194	301,311	24,334	20,045	771	584	560	3,573	2,865	2,706	198	153	151	23	52	70	40,131
	旧志賀町	11,942	22,913	3,922	2,902	95	47	63	297	149	199	16	8	11	2	6	6	4,001
	大津市合計	108,136	324,224	28,256	22,947	866	631	623	3,870	3,014	2,905	214	161	162	25	58	76	44,132
琵琶湖西岸 断層帯 〔ケース3〕	旧大津市	96,194	301,311	16,698	20,593	401	336	311	4,170	3,288	3,091	231	180	175	15	34	42	33,838
	旧志賀町	11,942	22,913	2,490	3,091	40	20	27	374	187	252	20	10	13	1	3	3	3,205
	大津市合計	108,136	324,224	19,188	23,684	441	356	338	4,491	3,475	3,343	251	190	188	16	37	45	37,043
花折断層地帯	旧大津市	96,194	301,311	3,868	12,229	75	51	50	2,630	2,141	1,970	190	160	145	5	11	11	13,690
	旧志賀町	11,942	22,913	158	2,094	3	2	2	285	141	189	26	13	17	ほぼ0	1	1	1,292
	大津市合計	108,136	324,224	4,026	14,323	78	53	52	2,915	2,282	2,159	216	173	162	5	12	12	14,982
東南海・南海地帯	旧大津市	96,194	301,311	192	534	1	1	1	40	39	32	1	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	664
	旧志賀町	11,942	22,913	22	44	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	41
	大津市合計	108,136	324,224	214	578	2	2	2	41	40	33	2	2	2	0	0	0	705

出典：旧大津市：「大津市防災アセスメント調査報告書」（大津市，2004）

旧志賀町：「第2次琵琶湖西岸断層帯による地震被害予測調査」（滋賀県，2004）

*) 重傷者数は、負傷者数の内数

*) 避難者数は避難所生活者の最大数

*) 東南海・南海地震については、中央防災会議の手法を基本に、計測震度と建物被害率との相関関係より算出

・琵琶湖西岸断層帯地震で震度 7 が発生した場合

(滋賀県が平成 26 年 3 月に策定した滋賀県地震被害想定より抜粋)

道路	揺れ、液状化、がけ崩れなどにより、県内で約 700 箇所の道路被害が発生。名神高速道路、京滋バイパス、琵琶湖大橋、近江大橋については、地震直後から緊急点検のため通行止め（仮定） 国道 1 号、国道 161 号（西大津バイパス）、国道 367 号等についても、県境付近の山間部崩土・事故等により通行不能となり、京阪神方面との交通は一時完全に途絶（仮定）。大津・南部・高島地域・京都府東部では広域的な停電が発生し、非常用電源設備の整備されていない信号機・道路情報掲示板が停止、地域内道路交通が麻痺して大渋滞。大津地域等の市街地内で立ち往生する車両が放置され更なる通行支障。被災地域内の主要幹線道路ならびに市街地細街路で多数の通行不能箇所が発生し、消防・警察による消火・救急・救出活動は著しく困難。各道路管理者は施設点検を図るが現場到達困難。
鉄道	在来線等では、輸送指令の指示を受け、滋賀県全域で全ての列車が停車軌道変位、電化柱の折損、架線の断線、橋梁やトンネル坑口付近の被害等により、琵琶湖線・湖西線等を中心に J R 在来線では 360 カ所、新幹線では 20 カ所の被害。京阪電気鉄道・近江鉄道・信楽高原鐵道でも合計約 100 箇所で被害が発生、運行不能。平日の夕刻等、乗車率の高い時間帯では、県内の停止列車内乗客は約 19,000 人。軌道被害、停電の状況により運行再開の目途は立たず、代替輸送の即時手配も不可能。乗客は、運転士・車掌の判断・誘導により、列車待機もしくは線路上を徒歩で移動して駅または周辺施設に移動。好天時には、JR 在来線、私鉄各線乗客の大部分が 20km 圏内の自宅等へ徒歩で帰還、ただし悪天候時には、停止車両または沿線施設で夜を明かすことになる。
水道	当日は市内の 8 割が断水。翌日も 8 割、1 週間後で 6 割、1 か月後で 1 割。2 か月後でほぼ復旧。
電気	当日は市内の 9 割が停電。翌日で 7 割、2 日目で 4 割、7 日目でほぼ復旧。
通信	大津・南部・高島地域で大規模停電、非常用電源設備を有しない個人宅・事業所では、固定電話、F A X 等は使用不能。地震発生数時間後には、滋賀県、京都府の地域で安否確認等により通話が激増、通信システムの完全機能喪失を防止するための発信・受信規制措置により通信困難。パケット通信規制によりメール配信障害・遅延も発生
避難所生活	1 日後で 3 万 2 千人、3 日後で 4 万 3 千人、1 週間後で 5 万 4 千人、1 か月後で 1.7 万人

避難場所・避難所の把握

大津市防災ナビ等を活用して自分の事業所の近くに避難場所や避難所を把握します。

地震の場合

	場所	避難方法
事業所内		
避難場所		
避難所		

河川氾濫の場合

	場所	避難方法
事業所内		
避難場所		
避難所		

土砂災害の場合

	場所	避難方法
事業所内		
避難場所		
避難所		

「避難場所（指定緊急避難場所）」とは、大規模な地震や火災等の災害発生により住家が倒壊及びその恐れがある場合、また火災の発生や延焼の恐れがある場合に、住民が一時的に身の安全を確保するために避難する場所です。大津市では学校園のグラウンドや公園などを中心に指定しています。各

対して「避難所（指定避難所）」とは、災害によって帰宅困難になった住民が一時的に暮らす場所を表現した言葉です。避難所には人が生活するだけの設備が必要ですので、学校や公民館などが指定されます。

避難のタイミングについて

	河川氾濫 洪水予報河川 の氾濫	大雨 低地の浸水や洪水予報 河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のかけ崩れや 土石流	高潮 海水面上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

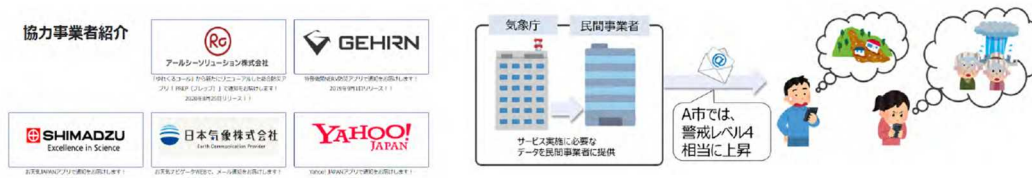
※滋賀県の洪水予報河川 瀬田川、野洲川下流、姉川、高時川、日野川、野洲川上流、杣川、琵琶湖

避難レベルに応じた対応ですが、「避難情報に関するガイドライン」(内閣府(防災担当))では、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなっています。

風水害等に関する気象情報は気象庁が時系列情報を出します。毎日4回気象庁ホームページなどで(5時、11時、17時、23時)に提供されるので確認をしてください。

自治体から警戒レベル3高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動の準備をとってください。一方で、多くの場合、防災気象情報は自治体が発令する避難指示等よりも先に発表されます。このため、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4や高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された際には、避難指示等が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。

土砂災害や洪水災害からの自主避難の判断に役立てていただくための「キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)」について、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する「危険」(紫)などへの危険度の高まりをプッシュ型で通知するサービスです。気象庁の協力のもとで、以下の5つの事業者が実施しています。この通知サービスは住民の主体的な避難の判断を支援することを目的としています。ユーザーが登録した地域の危険度が上昇したとき等に、メールやスマホアプリでプッシュでお知らせします。



避難レベルに応じた対応の検討

警戒レベルを 5 段階に分けて、それぞれのレベルで各事業種別での対応を決めていく形をとっています。策定ツールでは各事業種別での対応の参考例を記載しています。

①サービス提供時間外に発生した場合

警戒 レベル	警戒 レベル 1	警戒 レベル 2	警戒 レベル 3	警戒 レベル 4	警戒 レベル 5
自治体避難情報			高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
防災気象情報	早期注意情報	大雨注意報 強風注意報 氾濫注意情報	大雨警報 河川氾濫警報 土砂災害警報 大雪警報	暴風警報 暴風雪警報 大雨危険警報 河川氾濫危険 警報 土砂災害危険 警報	大雨特別警報 河川氾濫特別 警報 土砂災害警報 特別警報
地震		震度 4	震度 5 弱以上	震度 5 強以上	震度 6 以上
通所事業所	通常実施	通常実施	・ スタッフは基本勤務。○時からの開所を延期、○時時点で上記の警報が継続していた場合は 1 日閉所、○時時点で解除された場合は開所。 ・ 地震時は安全確認できるまで閉所	・ 警報発令中は閉所でスタッフは自宅待機 ・ ○時からの開所を延期、○時時点で上記の警報が継続していた場合は 1 日閉所、10 時時点で解除された場合は開所。 ・ 地震当日は閉所。翌日以降も安全確保できるまでは閉所	
放課後等デイサービス	通常実施	通常実施	・ スタッフは基本勤務。 ・ ○時時点で上記発令に関しては一旦閉所。○時で上記発令解除の場合で開所。	・ 警報発令中は閉所でスタッフは自宅待機 ・ ○時からの開所を延期、○時時点で上記の警報が継続していた場合は 1 日閉所、10 時時点で解除された場合は開所。 ・ 地震当日閉所。翌日以降も安全確保できるまでは閉所	

ヘルプ事業 ヘルプ	通常実施	不要不急の外出 ヘルプや送迎支 援は利用者と相 談	・スタッフは基本勤務。 ・警報が解除されるまで不要不急のヘルプ事業は中止。また、○時時点で解除された場合は午後からのヘルプ事業は実施。 ・地震時は安全確認出来たらヘルプ再開	・警報発令中は閉所でスタッフは自宅待機 ・警報が解除されるまでヘルプ事業は中止。また、○時時点で解除された場合は午後からのヘルプ事業は実施。 ・地震時は通常ヘルプは中止。
ホーム	通常実施	通常実施	避難に関する準備、避難対象エリアになった場合は避難開始、避難開始の関係先への連絡、利用者の安全確保を行う。	
相談支援事業所	通常実施	通常実施	・スタッフは基本勤務 ・訪問、同行、対面でのケース会議は原則中止	・警報発令中は閉所でスタッフは自宅待機。自宅で可能な情報収集や緊急連絡の対応を行う。 ・地震時は通所業務は行わず、出勤可能な職員は安否確認や情報収集を行う。 ・○時時点で警報が解除された場合は午後からの相談事業は実施。

・記録的短時間大雨や線状降水帯発生、短時間大雪等の気象防災速報は出た場合は送迎や訪問等を控えることを検討します。

②サービス提供時間中に発生した場合

警戒 レベル	警戒 レベル 1	警戒 レベル 2	警戒 レベル 3	警戒 レベル 4	警戒 レベル 5
自治体避難情報			高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
防災気象情報	早期注意情報	大雨注意報 強風注意報 氾濫注意報 土砂災害注意報	大雨警報 氾濫警報 土砂災害警報 大雪警報	暴風警報 暴風雪警報 大雨危険警報 氾濫危険警報 土砂災害危険警報	大雨特別警報 大雪特別警報 暴風雪特別警報 氾濫特別警報 土砂災害警報 特別警報
地震		震度 4	震度 5 弱以上	震度 5 強以上	震度 6 以上
通所事業所	通常実施	通常実施	* 通所時間中に警報等が発令された場合 ・安全確保が確認できるまで送迎は実施しない。 - また、ご家族が迎えに来られるまで通所施設内で支援。 ・警戒レベル 4 以上の場合は職員も業務終了後、速やかに帰宅。自宅待機。 * 通所時間中に上記の警報等の発令が見込まれる場合 ・通所時間を短縮して、早めに自宅に送迎。また、自治体から高齢者避難準備情報以上の警戒レベルが出ているエリアに関しては安全確保上送迎しない。 ・職員も業務終了後、速やかに帰宅。自宅待機。 * 地震発生時 ・安全確保ができるまで送迎は実施しない。ご家族によるお迎え。また、ご家族が迎えに来られるまで通所施設内で支援。送迎中に地震が発生した場合、送迎は中止、送迎車は一旦事業所に戻る。事業所に戻ることが困難な場合は送迎車のいる地点から一番近い避難所に避難。		
放課後等デイサービス	通常実施	通常実施			
ヘルプ事業	通常実施	不要不急の外出ヘルプや送迎支援は利用	* 利用時間中に警報等が発令された場合 ・外出のヘルプ事業は中止。 * 利用時間中に警報等の発令が見込まれる場合		

		者と相談	・外出ヘルプは利用時間を短縮して、早めに自宅に送迎。また、自治体から高齢者避難準備情報以上の警戒レベルが出ているエリアに関しては安全確保ができるまで送迎しない。 ・警戒レベル 4 以上の場合は帰れる職員は速やかに帰り自宅待機。 * 地震発生時 ・通常のヘルプ事業は中止。ヘルプ中の場合は中断して、利用者の安全確保を行い事業所に戻る。また、その後、事業所に残れる職員は利用者の安否確認、地域の情報収集を行う。
グループホーム	通常実施	通常実施	避難に関する準備、避難対象エリアになった場合は避難開始、避難開始の関係先への連絡、利用者の安全確保を行う。
相談支援事業	通常実施	通常実施	* 警報等が発令された場合 ・警戒レベル 4 以上の場合は通常業務は中止。帰れる職員は速やかに帰り自宅待機。 * 地震発生時 ・通常業務は中止。訪問中の場合は中断して、事業所に戻る。その後、事業所に残れる職員は利用者の安否確認、地域の情報収集を行う。

・記録的短時間大雨や線状降水帯発生、短時間大雪等の気象防災速報は出た場合は送迎や訪問等を控えることを検討します。

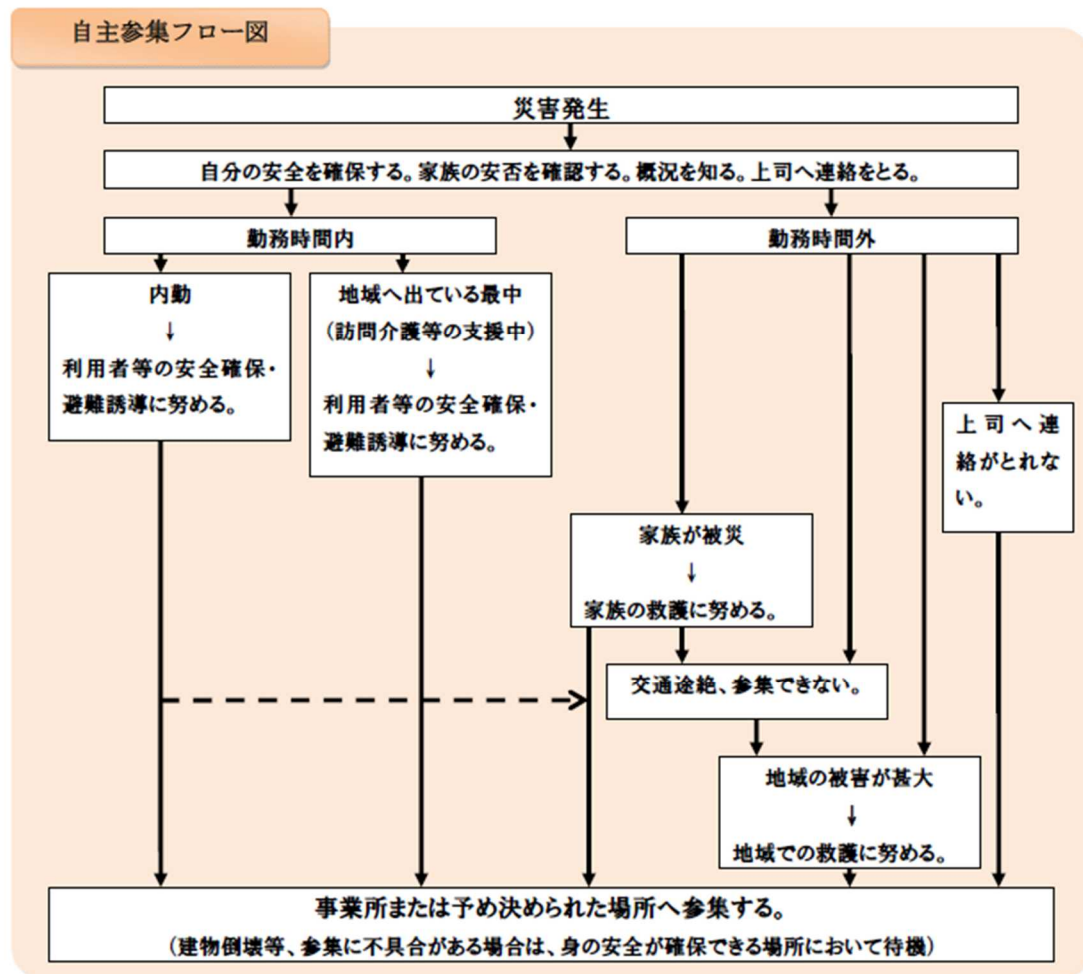
職員の参集基準

各事業所で招集・参集基準を作成し、年に1回見直しを行います。参集基準は警戒レベル3以上で設定をする形にしています。時間帯、管理職、正規職員と分けて、勤務時間内と勤務時間外と分けて書いています。また、参集基準の策定には出勤しなくてもいい場合も記載しておくといいいでしょう。

配置基準	時間帯	管理職		正規職員・契約職員（パート）	
種類		参集・待機	行動	参集・待機	行動
警戒3	勤務時間内	職場待機	（必要時に） 一度は参集し、今後の対応を協議し 自宅待機・緊急連絡指示	職場待機	情報収集
	勤務時間外（休日）	自宅待機		自宅待機	
警戒4	勤務時間内	職場待機	（必要時に） 今後の対応を協議・緊急連絡指示	職場待機	情報収集
	勤務時間外（休日）	必要に応じて職場参集		自宅待機	
警戒5	勤務時間内	職場待機	今後の対応を協議し自宅待機・緊急連絡指示	職場待機	情報収集・施設近隣住まいの参集できる職員は指示があれば参集
	勤務時間外（休日）	職場参集	職場の安全確認・職員の安否確認・指示	自宅待機	参集できる準備態勢を整え、指示があれば参集

以下のような状況の場合は、無理に出勤する必要はないものとします。

- ・自身または家族が負傷して救助を待つ場合
- ・自宅が被災した場合
- ・浸水、道路の陥没で移動に危険を伴う場合
- ・災害時に徒歩やバイクで通勤可能なスタッフを把握しておく。連絡が取れない場合は出勤可能なスタッフは出勤する等の取り決めをしておく。



- 2 -

『介護サービス事業者のための災害対応ガイドライン しだ介護サービス事業者協議会』

災害時の連絡網（利用者台帳・職員台帳）の整備

- ・災害時に携帯電話はつながりにくいので、メールアドレスも事前に登録しておきます。
- ・複数の連絡手段（LINEがおすすめ）を確保しておく。また、管理者が不在の際の代行者を決めておきます。
- ・様々な安否確認システムも出ています。そちらの導入を検討するのも一つです。

①利用者

利用者の安否情報については、平常時の台帳と被害発生時の状況確認のどちらにも使えるようエクセルシートを作成しましたので、年一回更新してください。

利用者台帳には利用者氏名、保護者氏名、住所、災害時連絡方法、避難行動要支援者かどうかの記載、医療的ケアや行動障害等があるか等の特記事項の記載、避難手段は徒歩か車か等の記載、災害時の避難先を記載します。利用者と面談や訪問時に利用者台帳を作成

することと避難に関する確認をしておいてください。

連絡手段	連絡方法	整備担当者
電話		
メール		
ライン		
その他		

*事業所における利用者連絡のルールを下記に記載しましょう。

--

(参考)

* 避難行動要支援者名簿とは

災害時及び災害が起こるおそれのある場合に、避難行動を行う際、特に支援を必要とする人たちの名簿です。大津市での対象は施設に入所されていない方で、下記のいずれかに該当する方です。

- ① 介護保険における要介護３・４・５の認定者
- ② 身体障害者手帳の１級・２級の所持者
- ③ 療育手帳のＡ１・Ａ２の所持者
- ④ 小児慢性特定疾病及び特定医療費（指定難病）受給者のうち、寝たきり及び人工呼吸器、吸引器、酸素濃縮器をご利用の方
- ⑤ 民生委員が把握している高齢者等のうち、避難行動に支援が必要と判断された方
- ⑥ 上記以外に避難に支援が必要で、名簿登録を希望する方で、市長が認めるもの

対象者すべてが掲載されている名簿が、各支所の金庫にて保管・管理されています。また、自分の情報を平常時より地域に提供することに同意をいただいている方は協定を締結した団体にて保管・管理されています。

* 個別避難計画とは

個別避難計画では、避難行動要支援者名簿に掲載されている方一人ひとりの「どこへ、どのタイミングで避難する、支援者は誰か？」を平時に計画するものです。大津市では個別避難計画作成の優先度については、①風水害リスクの状況、②身体状況、③居住状況で判断することになっています。

②職員

職員台帳についても、平常時の台帳と被害発生時の状況確認のどちらにも使えるようエクセルシートを作成しましたので、年一回更新してください。職員台帳には職員氏名、住所、緊急時連絡先、同居している家族に乳幼児や高齢者が障害者等のような配慮者がいるかどうかの記載、職場における災害時の役割を記載します。

連絡手段	連絡方法	整備担当者
電話		
メール		
ライン		
その他		

*事業所における職員連絡のルールを下記に記載しましょう。

--

建物設備の確認

災害時に損壊や転倒、飛散が起こらないよう、別エクセルの「施設、設備の点検リスト」を作成し、1年に一度点検します。

・倒壊防止等防災対策については以下のようなものがあります。

◎建物の耐震化 新耐震基準が制定された 1981 年（昭和 56）年以前の建物の場合は、耐震補強を検討しておきましょう。

◎家具等設備品の転倒防止：家具等の固定、備品上に物を置かない、転倒防止グッズの活用

◎ガラスの飛散防止：ガラス飛散防止シートの活用

◎避難経路をふさがない家具等の配置

また、利用者宅を訪問した際には、寝室等の防災対策や環境整備について助言、を行うことも利用者を守る大切な役割です。

災害用備蓄の準備

・非常時に備え、飲料水、生活用水、利用者の特性に応じ非常食糧、衛生用品、日用品等を備蓄するとともに、別エクセルの備蓄品リストを作成し、6 か月に一度点検します。

・従業者 1 人に対し、最低 3 日分が目安です。保管場所は災害被害が及ばない場所に設定します。（飲料水 1 日 3 リットル、食料 1 日 3 食、簡易トイレ 1 日 5 回分）

・消費期限や賞味期限がある備蓄品については期限切れが起きないように定期的な棚卸しを行い、期限が近付いた非常食は平時の調理で消費して、消費した分を買い足すようにしましょう。また、訓練時に非常食を使って実際に食事をとってもらい、普段から慣れておくことも大切です。

■備蓄品や災害時必要品

事業所の備蓄品等は、最大の利用人数（従業者を含む）を想定し、準備しておきましょう。

<主な例>

区 分	品 名
食料品等	米、インスタント食品、ドライフーズ、レトルト食品、流動食、粉ミルク、飲料水（1人1日3リットル）、調味料など
炊事道具等	カセットコンロ、コンロ用ボンベ、やかん、なべ、簡易食器、ラップ※1、割箸※2など
医療品等	消毒薬、胃腸薬、傷薬、鎮痛剤、解熱剤、ガーゼ、包帯、脱脂綿、絆創膏、三角巾、はさみ、血圧計、体温計、ケア用グローブなど
情報機器等	携帯ラジオ、携帯テレビ、トランシーバー、メガホン、携帯電話、携帯電話充電器※3、地図、ハザードマップ、従業者情報、顧客（利用者）情報、バックアップデータ※4など
生活用品等	発電機※5、燃料、毛布※6、寝袋、懐中電灯、電池、ローソク、ライター、タオル、石けん、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、簡易トイレ、紙おむつ、マスク、ゴミ袋※7、カイロ、雨具、着替え、筆記用具、古新聞※8、女性用品、防虫用品、自転車（バイク）※9など
移送用具等	車いす、ストレッチャー、担架など
安全用品等	ヘルメット、防災ずきんなど
作業機材等	かなづち、のこぎり、釘、スコップ、ツルハシ、ブルーシート、ガムテープ、ロープ、ナイフなど

備蓄品の活用例

※1 ラップ ⇒ 食器を汚すことを防ぎ水の節約になる、紐代わりになる、トイレを汚さずにすむ、包帯の代わりになる、防寒にもつかえるなどの他にも用途多数

※2 割り箸 ⇒ 火を起こすときの着火剤につかえる

※3 電池式の携帯の充電器 ⇒ 携帯電話が利用できる可能性アップ

※4 情報やデータの保存（国内データセンターなど） ⇒ 災害時のデータ喪失を防ぐことで安否確認や事業の再開を早めることができる

※5 発電機 ⇒ 自動車も発電機として利用できる

◎シガーソケットから充電できる器具もしくは、100V への変換器を使用することで自動車が電源となる（HV 車であれば変換器不要）

◎自動車の給油を常に早めに行うことで、ガソリン供給がない間も車を移動手段としての利用できる期間が延びるのはもちろん、電源としての利用可能期間も延びる

※6 毛布 ⇒ 担架の代わりにもなり、ケガ人や高齢者の搬送にも使用できる

※7 ゴミ袋 ⇒ 大きなゴミ袋は、雨具・防寒着の代わりや古新聞を丸めて入れることで布団の代わりになる

※8 古新聞 ⇒ 布団の代わりになる・着火剤になるなどの他にも用途多数

※9 自転車やバイク ⇒ 発災直後は自動車が使えない可能性が高いため貴重な移動手段となる

平時における利用者へのアプローチ

次に利用者へのアプローチです。これに関しては全事業共通と各事業所単位で取り組みが必要なことを記載していますが、各事業所で内容を変更していただければと思います。

事業別	取り組み内容
全事業	①BCP の説明と同意 事業所の災害時の対応に関して、支援計画の策定時やモニタリング時に説明して理解してもらう 説明する内容としては、事業所の閉所判断、災害時の安否確認の方法、支援中の避難方法と場所、災害後の事業及び利用の優先順位 ②利用者台帳の整理 被災した場合、ライフラインの断絶により一時的にパソコンも印刷機も使用できなくなる可能性もあり、定期的に最新情報を紙に出力しておく ③利用者の安否確認の優先順位決め
生活介護事業所	・ 事業所内での地震や火災を想定した避難訓練の実施 ・ 緊急連絡、引き取り訓練 ・ 災害時の避難の意向や避難先の確認
就労支援事業所	・ 事業所内での地震や火災を想定した避難訓練の実施 ・ 災害時の避難の意向や避難先の確認 ・ 通勤中に災害にあった時の対応に関して本人と確認
放課後等デイサービス	・ 事業所内での地震や火災を想定した避難訓練の実施 ・ 緊急連絡、引き取り訓練 ・ 災害時の避難の意向や避難先の確認
ヘルプ事業所	・ 災害時の避難の意向や避難先の確認、自宅の減災対応や災害時の備蓄の状況等の確認を普段の面談時にしておく
グループホーム	・ 事業所内での避難訓練の実施 ・ 地域の避難場所及び避難所への避難訓練 ・ 外出時に災害にあった時の対応に関して本人と確認
相談支援事業所	・ 利用者が暮らす地域の防災状況の確認 ・ 自宅の減災対応や災害時の備蓄の状況等の確認を普段の面談時にしておく ・ 避難場所等の情報の共有。利用者が被災した際に想定される一時避難所、避難経路、避難方法などを利用者本人・家族等と確認する

災害時に備え連携する関係機関

施設・事業所等の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所等を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておきましょう。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討します。

(参考)

支援に携わる者のなかには、その使命感から、気付かないうちに肉体的にも精神的にも無理をして自分自身が疲弊してしまい支援への従事継続が困難になることがあります。

また、少人数で営業しているサービス事業所では、従業員の被災により事業運営自体継続が困難になることもあります。

いざという時には、「助けて！！」と言い合える関係を、サービス事業者、従業員、地域、行政機関等との間で築いていることが大切です。また、そのような状況になったとき、外部からの支援を要請する、他事業所へ業務を委託するなど対応策を検討しておく必要もあります。

(『介護サービス事業者のための災害対応ガイドライン しだ介護サービス事業者協議会』)

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容

BCP の運用管理

BCP を策定すると同時に、研修及び訓練の実施が義務付けられています。これは実施指導において実施しているか確認される内容です。各事業所で訓練及び研修を毎年計画を立てて実施します。

なお、研修は年 1 回以上、訓練は、施設は年 2 回以上、在宅サービスは年 1 回以上の実施が義務付けられています。また、研修や訓練終了後は意見交換合いで改善点や見直すべきポイントを把握するようにしましょう。

①基礎学習と訓練

	種類	内容	対象者	実施回数	実施時期
	防災関連学習	災害時の対応方法の理解 BCP 計画の共有	職員 利用者	年 1 回	
	防火・救命の学習	救命救急 通報練習	職員	年 1 回	
	避難訓練	地震、大雨、河川氾濫、土砂災害の避難訓練 避難所・避難場所の確認	職員 利用者		
	緊急連絡 引き取り訓練	連絡訓練 引き取り訓練	職員 利用者	年 1 回	
	備蓄確認	備蓄確認	職員 利用者	年 1 回	
	法人連絡訓練	法人連絡網	職員	年 1 回	
	地域対応訓練	地域からの避難者への避難場所や避難所の案内	職員 地域住民 関係者	年 1 回	

・利用者には、日頃から地震・火事・台風・洪水などの災害時の対応について、わかりやすく繰り返し説明を重ねていきます。とくに重度の障害のある人や自閉症の人には、実際に災害が発生したときどのような対処をするか、訓練を重ねながら一人ひとりの特性を把握します。そこから災害時の対応をどの程度理解しているか判断し、事前に対応策を考えておきます。

・避難訓練の中では特に、避難場所や避難経路、連絡方法、避難基準等の妥当性について

確認するとともに、自力で避難が困難な利用者に対する避難・救出方法を確認します。また、ホームでは夜間を想定した避難訓練についても実施をします。

・自立支援協議会にて、防災関連および救急救命の訓練を毎年開催しますので、活用してください。

・自立支援協議会のホームページにて防災学習の動画と資料を公開しています。各事業所の研修で活用してください。

自立支援協議会防災に関するホームページ <https://onl.sc/dxCKamK>



更新方法と更新履歴

BCP は毎年更新をして、更新した内容を職員間や利用者と共有を行います。

担当者：

情報源	検討対象	実施時期
人事異動・備蓄品情報	防災組織、職員参集リスト、 備蓄リスト	4月、10月
訓練や学習での気づき	計画の方針、行動手順の改善、 次回訓練のテーマ	研修や訓練実施後
自治体等の災害危険度指標 情報や周辺環境の変化	計画の方針、行動手順	情報を入手したとき
災害発生後		災害発生後

BCP 運用のポイント

BCP は、一度策定すればよいものではありません。策定した BCP を利用者や従業員に説明し理解してもらいましょう。まずは事業所の身の丈にあった計画を策定しましょう。訓練を行ったり、定期的に見直したり、継続的に改善することが大切です。

1.利用者や関係機関とのあらかじめの協議

災害時、利用者や関係連絡先との緊急連絡手段（電話等が使えない場合）や、相互の要員応援等について決めておきます。

2.従業員との話し合い

災害時、従業員に安全に行動してもらわなければなりません。従業員が事業所のために駆けつけてくれるかも問題です。

災害時に、経営者はどう行動するつもりか、従業員にどう行動して欲しいか、策定した BCP を基に話し合っておきましょう。

3.継続的な改善

最初から完璧な BCP を目指さない、事業所の身の丈にあった「使える BCP」が大切です。訓練や定期的な見直しを通じて、BCP を継続的に改善していくことが大切です。

2. 初動対応

災害時行動指針

災害時の事業所としての行動指針を立案します。本ツールでは 3 つ指針として参考までに記載していますが、変更して頂いてもかまいません。

- ①守る：利用者・職員の安全を守る
- ②逃げる：安全な場所へ、安全な方法で逃げる
- ③判断する：状況に応じてその場でできることを判断する。

初動対応時の防災組織

災害が起きた時の事業所内の防災組織の担当と任務を各事業所で決めておきます。

防災組織の主な活動

活動区分	活動内容
安全確保	初期消火、避難誘導、応急救護
安否確認、緊急点検	当日利用者・職員安否確認と報告 施設設備・緊急点検

防災組織の担当と任務

担当	主担当者名	人数	任務
防災隊長			最終意思決定・支持
防災副隊長			隊長補佐。代行
通報連絡担当			情報収集 記録 消防救急への通報 家族への連絡 法人や行政に連絡
安全防護担当			事業所被災状況及びライフラインの確認
初期消火担当			初期消火
応急処置担当			負傷者に対する応急処置
避難誘導担当			災害・出火時の避難者誘導 負傷者及び逃げ遅れの確認

災害が起きた時の対応

災害が起きた時の対応に関して職員間で確認を行います。本ツールでは火災、地震、水害と 3 つに分けて対応方法を記載しています。この対応方法は各事業所で書き換えてもかまいません。各事業所で毎年対応方法を職員間で研修等で共有して、避難訓練等をしてください。

①火災が起きた時の対応

項目	対応方法
火災を知らせる	人が発見した場合は、大声で周囲に知らせるとともに、非常ベルのボタンを押す。自動火災報知設備が作動した場合は、受信機が示す地区表示灯の場所と警戒区域一覧図を照合して確認し、現場に駆けつける。また、現場に急行する際は、消火器、懐中電灯、マスターキーを携帯する。
通報する	火災を発見したら、直ちに 119 番通報を行う。火災通報装置による場合は、ボタンをしっかりと押して、119 番応答ランプが点滅したことを確認する。 通報するときは、火災発生現場の位置と目標及び火災状況及び避難状況を落ち着いて知らせる。
初期消火	消火器等で燃えているものに向けて消火する。但し、天井に届くようになった時は避難する。
避難誘導	(1) 避難方法 ①放送設備または携帯用拡声器を使用して火災の発生を知らせつつ、従業員が各室を回り口頭で避難誘導を行う。 ②火災が発生した場所に応じ、あらかじめ想定していた避難場所に避難させる。 (2) 避難状況の確認 屋外の安全な場所に着いたら、速やかに避難完了者、負傷者、要救助者等について、具体的な数字を踏まえて、正確に確認する。逃げ遅れた者がいないか確認する。
被害状況の確認	避難者の状況を確認しながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないか、確認を行う。 ケガ等に関しては応急的な措置を施しつつ、病院での受診・診療等が必要と思われる者については病院へ搬送を行う。
消防隊への情報提供	現場に到着した消防隊に「出火場所」、「避難状況」、「逃げ遅れた入居者」、「施設の構造」等の情報を提供する。

②地震災害が起きたときの対応

項目	対応方法
揺れを感じたら	・地震発生から揺れが収まるまでは、自分の身を守ることを優先する。 (机やテーブルの下に隠れる) 又は、壁や柱の近くに身を寄せる。落下物・転倒物から、時に頭部を守る。ドアを開けて非常脱出口を確保する。慌てて外に飛び出さない。エレベーターの中にいる場合、全ての階のボタンを押し、止まった階で降りる。閉じ込められたら、非常ボタンを押して救助を待つ。) ・車両を運転中に大きな揺れを感じたときは、慌ててハンドルから手をはなしたり、急ブレーキをかけたりすることは危険です。しっかりとハンドルを押さえ、徐々にスピードを落とすようにしてください。それからハザードランプを点灯させるなど周囲の車両に注意をうながし、安全を確認してからゆっくりと減速して道路の左側へと車両を移動させることを考えましょう。車両を停止させても、慌てて車外に飛び出すと危険な場合があります。まずは揺れがおさまるまで車外に出ず、そのまま車内に待機します。
揺れが治まった ら（安全確保等）	大きな揺れが治ったら、従業者は、利用者が安全な場所に避難できるように、必要な出口や通路の安全性の確保や、出火防止のための措置、医療機器を利用している利用者へは電源の確保を速やかに行う。 ①避難経路の確保 i) 戸が閉まらないように近くにあるものを挟み込む。 ii) ガラスの破片や棚の転倒の状況を確認して、安全な避難経路を確保する。 ②出火防止のための措置 i) 直ちに火元の点検をする。 ii) 電気器具のプラグをコンセントから抜く。ブレーカーを切る。 ③ガス漏れ対策 i) ガス漏れがないか確認する。 ii) ガスの元栓を閉める。 ④施設内の安全確保 i) 倒れやすくなっているもの・落下しやすくなっているものは応急措置する。 ii) 負傷者がいたら救急処置をとり、必要に応じて応援を求める。 iii) 建物内の安全対策が十分で津波等の危険性がない建物では、各自安全な場所で待機する。

	iv) 建物の崩落等の危険を発見したら、大声で周囲に知らせる。危険箇所には絶対に近づかないように指示するとともに、ロープを張って立ち入りを禁止する。 v) 給水、電気などのライフラインや貯蔵庫等の設備に支障がないかを点検する。 vi) ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油もれなどを点検し、必要な補修、清掃等を実施する。 vii) エレベーターを使わない。 VIII) 地震の後は、ガラス破片などが周囲に散乱しているため、施設内であっても、必ず靴を履いて行動する。 ⑤医療機器利用者への電源確保
利用者・従業員の安否確認等	利用者の安否確認をしながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないか、などの確認を行う。
情報収集・安全確認	(1) 地震被害についての情報収集 地震発生後、ラジオ・テレビ、インターネット、市町村災害対策本部、警察、消防等の報道発表等から正確な情報を入手し、被害の全体像を速やかに把握したうえで当該施設の安全性を判断する。 (2) 利用者等への情報提供 ①余震等による建物倒壊の心配がなければ、冷静な対応を指示する。 ②利用者に現在の災害状況を定期的に伝えて、不安や動揺を与えないようにする。
避難	建物内にとどまることが安全かどうか判断し、本格的な避難を開始する。余震が起きても、慌てず正しい情報に従い行動する。 (1) 避難の決定 施設の被害の状況、近隣の被害の状況等を勘案し、総合的に判断して、避難の要否及び避難先（施設内・施設外）について決定する。 (2) 避難の実施 避難の実施にあたり、人員が不足する場合には、関係機関その他の協力者に協力を依頼して、避難誘導を行う。 外に徒歩で避難する場合は、利用者が逃げ遅れたり、はぐれたりする者がいないように、ロープなどを使う。 ①施設内で避難できる場合 利用可能な設備や器具、備蓄している飲食品を最大限に活用して、従業員が協力して利用者の安全確保にあたる。 ②施設外に避難する場合 i) 避難経路・場所の決定等

	あらかじめ定めている避難経路・避難場所から災害の状況に応じて、具体的な避難経路・避難場所を決定する。 避難誘導に際しては、避難場所位置、経路、避難方法、誘導従事者等を具体的に示して実施する。 ii) 避難実施にあたっての留意事項 ア) 避難にあたっては、必ず靴を履く。 イ) 移動には、頭部の保護のため、座布団等を用い、転倒した場合に備えて手を保護するため軍手等を着用する。 ウ) 傾いた建物・ブロック塀・自動販売機など倒壊の恐れのあるものには近寄らない。 エ) いったん避難したら施設の安全が確認できるまで再び中に戻らない。 ③車両を置いて避難する場合 できるだけ道路外の場所に移動して置くのが理想です。やむを得ず道路上に置いて避難する場合は道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止めてサイドブレーキをかけ、キーをつけたままにします。また、窓は閉めた状態で、ドアのロックもせずに避難します。当然のことながら避難のために車両を使用せず、人の通行や災害応急対策の実施を妨げるような場所に駐車しない。 交通網の遮断等で、利用者様宅へ戻ることが困難な場合、一旦近くの避難所に誘導してください。
--	--

③風水害が起きたときの対応

項目	対応方法
風水害・土砂災害のおそれがある場合	(1) テレビ、ラジオ、インターネット等により、大雨情報や土砂災害、台風の情報を収集する。 (2) 施設周辺を定期的に見回り、水かさの増加や土砂災害の前兆現象がないか注意する。(台風が通過している最中や雨が強く降っている時は外の様子を確認することは避ける。) (3) 看板、鉢植え、物干し竿等、転倒すると危険な物はあらかじめ倒しておくか、撤去する。 (4) 出入り口の窓をしっかりと閉鎖し、必要に応じて外部面のガラスを保護する。 (5) 浸水の恐れがある建物では、必要に応じて、食糧、衣類、寝具等の生活用品を上階へ移動するほか、土嚢、止水版などを設置する。 (6) 適宜、樹木の伐採、剪定を行う。 (7) 利用者に対し定期的に正確な情報を提供し、動揺や不安を解消するとともに避難準備等の適切な行動がとれるようにする。 (8) 職員の参集基準に従い、従業員の参集を行う。 (9) 火元の点検、電熱器具を切る。ガスの閉栓、火器使用の制限等 (10) 必要な医薬品、衛生用品等の備蓄材料を確認
避難誘導	(1) 避難指示 避難に関する判断基準や市町村の発令する避難情報等を踏まえ、避難決定をした場合は、利用者等に対して避難を呼びかけ、避難誘導を行う。 (2) 方法 ①従業員が各室を回り口頭で避難誘導等を行う。 ②施設内にいた利用者及び従業員がいることを確認したうえで、災害の状況に応じ避難訓練であらかじめ想定していた避難場所に避難させる。 ③浸水状況下での避難のみならず、状況に応じ上階への避難等、垂直避難を考慮する。 (3) 利用者の確認 安全な場所に着いたら、速やかに避難完了者、負傷者、要救助者等について、具体的な数字を踏まえて、正しくはっきりと知らせる。特に逃げ遅れた者がいないか確認する。
被害状況の確認	避難者の様子を確認しながら、ケガをしていないか、気分がすぐれ

	ない者がいないか、体調を崩した者がいないか、確認を行う。
避難所等への避難後の対応	(1) 利用者等の確認 避難場所についたら、利用者の安否及び状況等を確認する。集団で避難中にはぐれた者がいないかなどを確認する。 (2) 負傷者への手当て・病院への搬送 避難者の状況を確認しながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないか、確認を行う。 (3) 健康管理 被災による精神的ショックや環境の変化、慣れない避難生活などで利用者は体調を崩しがちであるため、こまめに健康チェックを行う。 (4) 家族等への連絡引継ぎ 被害予想に基づき、施設の復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として、家族等への引継ぎについて検討する。

④各事業での対応

続けて各事業での災害が起きた時の対応について検討します。安全確保、緊急品安、緊急連絡と安否確認、緊急点検と応急措置の 5 つの活動区分で、状況に応じた対応方法の検討を行います。本ツールでは通所、相談・ヘルプ、ホームと 3 つに分けてどのような対応が必要か参考例を記載しています。各事業所で内容を下記変えて頂いてかまいません。

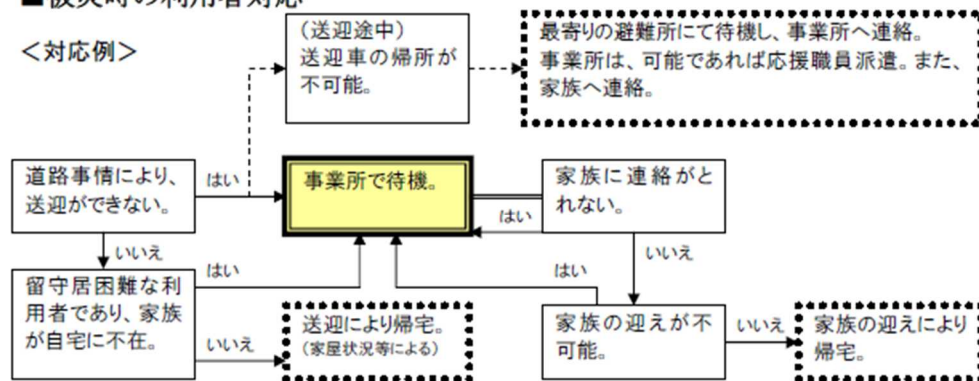
④－ 1 通所施設での対応

・安否確認は当日に支援をしている方を優先的に行います。

活動区分	事業所内	野外活動時	送迎時
安全確保	その場での利用者と自身の安全確保		
緊急避難	危険な場所から離れる	危険な場所から離れる	危険な場所から離れる
緊急連絡と安否確認	家族への連絡	事業所に利用者と職員の状況を連絡	事業所に利用者と職員の状況を連絡
緊急点検と応急措置	事業所被災状況及びライフラインの確認 応急介護	応急救護	応急救護

■被災時の利用者対応

<対応例>



長時間に渡る事業所待機を考慮し、入所施設同様、食料などの物資を備蓄しておきましょう。

(『介護サービス事業者のための災害対応ガイドライン しだ介護サービス事業者協議会』)
サービス利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を迅速に行うことが重要です。
安否確認後は、利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援してください。

その際、送迎車の利用が困難な場合も考慮して、他の手段も検討しましょう。帰宅にあたっては、可能であれば利用者家族の協力も得てください。

また、関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等も対応する必要があります。

④－２ ヘルプ・相談支援での対応

活動区分	事務所内	訪問中	訪問移動中
安全確保	その場での利用者と自身の安全確保		
緊急避難	危険な場所から離れる	危険な場所から離れる	危険な場所から離れる
緊急連絡と安否確認	当日または翌日に支援が入っている方への連絡	事業所に利用者と職員の状況を連絡	事業所に利用者と職員の状況を連絡
緊急点検と応急措置	事業所被災状況及びライフラインの確認	応急救護	応急救護

④－ 3 ホームでの対応

活動区分	朝及び夕方	夜間	日中
安全確保	その場での利用者と自身の安全確保		
緊急避難	危険な場所から離れる	危険な場所から離れる	危険な場所から離れる
緊急連絡と安否確認	安否確認を行う	安否確認を行う	安否確認を行う
緊急点検と応急措置	事業所被災状況及びライフラインの確認	応急救護	応急救護
地域対応			

④－ 4 職員が出社・帰宅時間帯に発災時の対応

（出社時）原則、自宅待機又は自宅に戻る。職場に近い場合は職場へ。

（帰宅時）原則、職場内待機又は職場に戻る。自宅に近い場合は自宅へ。

・ 駅等にいる場合は、公共交通機関等の指示に従う。長時間行き場がない場合は、避難所等へ避難します。

・ 職場以外の場合は、必ず事業所に連絡します。

④－ 5 職員の勤務外の発災時の対応

活動区分	勤務外の対応
発災直後	身の安全を確保 危険な場所から離れる 避難
緊急連絡と安否確認	各自の非常時参集レベルとその時の状況を踏まえて、判断し行動をする。無理はしない。 ・自身または家族が負傷して救助を待つ場合 ・自宅が被災した場合 ・浸水、道路の陥没で移動に危険を伴う場合

災害が起きた時に携帯電話等が利用できない場合は災害伝言ダイヤルや伝言版の活用も一つです。本ツールでは利用方法を記載しているので職員間で共有してください。

○NTT の災害用伝言ダイヤルサービス

・ 災害発生時（震度 6 以上の地震など）には NTT の災害用伝言ダイヤルサービスが稼働します。

・ 伝言の録音 tel 1 7 1 ⇒ 1 ⇒ (○●○) △▲△－□■□■ ⇒ 伝言を入れる ⇒ 9

・ 伝言の再生 tel 1 7 1 ⇒ 2 ⇒ (○●○) △▲△－□■□■ ⇒ 伝言を聞く

- ・被災地の方は自分の電話番号を、被災地以外の方は被災地の電話番号を入力。
- ・ガイダンスにそって、入力してください。伝言は一件につき30秒以内です。

○携帯電話「災害用伝言板」

- ・登録 携帯電話 各社のトップメニューもしくはアプリから「災害時伝言板」へ入ります。「登録」を選択。コメント（100文字以内）もしくは選択肢のチェックを入力します。
- ・確認 トップメニューもしくはアプリから「災害時伝言板」へ入る。「確認」を選択。相手の携帯番号を入力。伝言板を見る。他社の携帯やPCからは携帯会社のホームページから災害時伝言板へ入り、携帯番号を入力。Eメール自動送信の機能があるため、事前にいくつかの連絡先を登録しておくとう便利です。災害時、登録した先には自動的に入力した内容が送信されます。

○災害用伝言板（web171）

- ・災害等の発生時、被災地域（避難所等含む）の住居者がインターネットを経由して災害用伝言板（web171）にアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）を登録できます。登録された伝言情報は電話番号をキーとして全国（海外含む）から確認し、追加の伝言を登録することが可能です。また、登録したメッセージを通知※することもできます。
- ・震度6弱以上の地震発生時等にご利用できるようになります。震度5強以下の地震ならばにその他の災害発生時には、電話の通信状況などを勘案し、被災地を所掌するNTT西日本またはNTT東日本が提供の判断を行います。提供を開始した時には、テレビ・ラジオ・NTT西日本のホームページ等を通じてお知らせします。<https://www.web171.jp/>にアクセスし、画面にしたがってご利用ください。

事業を通常通り継続できるかの判断と対応

初動対応が一定落ち着いたときに、事業を通常通り継続できるかの判断と対応を行います。事業を通常通り継続できないとなると大災害の業務継続計画の発動となります。

活動区分	活動内容
通常通り継続できるかの判断	「人の状況」利用者や職員の数 「物の状況」建物や設備や備品の状況 「周辺状況」ライフラインの状況
判断後の対応	①YES：後片付け、通常業務再開 ②NO：大災害対応発動

3. 大災害対応(BCP 計画発動)

各事業所で話し合って決めて書き換えてください。

大災害時の防災組織の担当と任務

初動対応時の防災組織を大災害時の防災組織に組み換えを行います。

担当	担当者名	任務
防災隊長		事業の継続・休止・再開の判断 法人本部や行政との連絡調整 職員全体への配慮：職員確保やメンタルケア
防災副隊長		財務・会計 復旧活動に必要な資源の確保 情報の整理・集約 帰宅できない利用者や職員への対応
通報連絡担当		利用者及び職員安否情報の再確認と発信 家族への連絡 内外の災害状況の確認 災害対応の状況の記録
安全防護担当		被災現場の片づけ、施設の補修
応急処置担当		利用者支援
避難誘導担当		利用者支援

重要業務の継続

自然災害の規模が大きく、多くの職員がけがをするなどして、やりくりをしても職員が足りない、という状況も考えられます。被災時には、平常時に提供する障害福祉サービスに加えて、利用者・職員の安否確認や安全確保、損傷部分の修理、家族への連絡、そして自治体との情報連携など、新たに発生する業務があります。このような状況のもとで、限られた数の職員で業務を進めることを求められますから、「重要業務に集中」して、優先的に取り組むことがBCPのポイントです。自然災害に見舞われた緊急事態のもとでは、優先順位をつけることが極めて重要となります。

大規模災害が起きた時の継続が必要な業務を利用者の生命維持や精神安定にかかわる業務と利用者の生活支援に関わる業務と大きく2つに分けて、緊急度ごとに必要な資源と実施ポイントを整理します。策定ツールで参考例を記載していますが各事業所で修正してもらって構いません。

S A：間断なく継続 A：24時間以内 B：3日以内 C：7日以内

利用者の生命維持や精神安定にかかわる業務

緊急度	業務名	停止による影響	必要な資源	実施ポイント
SA	支援マネジメント	状況の把握と対応が困難になる。	確認担当職員	利用者の状況確認 (自宅訪問) 職員や支援環境の確認と記録
SA	情緒安定 安心・安全の確保	情緒不安定	利用者支援職員と 支援環境	利用者が安心できる声掛け
SA	排泄ケア	情緒不安定 感染症	利用者支援職員 施設内トイレ 簡易トイレ おむつ、水	排泄場所の確保 羞恥心への配慮 清拭、着替え
SA	医療的ケア	症状の悪化、生命の危機	看護師、支援職員 利用者の既往歴リスト 応急セット 利用者の薬剤や機材	既往歴や怪我の確認 医療的ケア、服薬管理の実施 トリアージ
A	衛生・確保 管理	感染症・食中毒の発生拡大	看護師、支援職員 消毒液、マスク、 石鹸、体温計、手袋、エプロン、袋	利用者や家族への情報提供 マスクや手洗いの実施、感染症対策
A	食事の提供・補水	栄養失調や脱水	利用者支援職員、 お湯、燃料、調理器具、炊き出しセット、備蓄品	調理場所の確保
A	アレルギー対応	生命の危機	アレルギーの利用者リスト	アレルギー対応の飲食物の確保と提供

利用者の生活支援にかかわる業務

緊急度	業務名	停止による影響	必要な資源	実施方法
B	清潔保持	衛生状態悪化	利用者支援職員、 着替え、コップ、	口腔ケア 清拭 着替え
B	心のケア	情緒不安定	利用者支援職員	利用者の様子確

		ストレス	心のケアに役立つもの	認、状況に応じた声掛けや遊びの工夫
B	入浴の提供	衛生状態悪化	利用者支援職員、お湯、浴槽	入浴場所や備品の確保、入浴
C	活動、作業、遊び、運動の提供	情緒不安定 ストレス	利用者支援職員 活動に必要な備品	

事業種別ごとの重要業務一覧（参考）

重要業務の継続に関して事業種別ごとに相違がありますので一覧を参考までに掲載しています

放課後等デイ	成人通所	ホーム	ヘルプ	相談
S A支援マネジメント				
SA 情緒安定	SA 情緒安定	SA 情緒安定		
SA 排泄ケア	SA 排泄ケア	SA 排泄ケア	SA 排泄ケア	
SA 医療的ケア	SA 医療的ケア	SA 医療的ケア	SA 医療的ケア	
衛生確保				
	A 食事の提供	SA 食事の提供	A 食事の提供	
A アレルギー対応				
			SA ヘルパーの所在確認	SA 相談員の所在確認
			SA 緊急度の高い利用者の特定と優先順位付け	
C 送迎	C 送迎		A 訪問先のコーディネート	
	B 清潔保持	B 清潔保持	B 清潔保持	
B 心のケア				
	(入浴)	C 入浴	C 入浴	
C 活動	C 活動		C 余暇支援	

各事業の重要業務の継続

ホーム、通所、訪問の事業別で職員の出勤率や出勤者数、ライフラインの復旧ごとに、対応できる利用者数、どこまでの業務や支援を提供するかを設定します。参考例を記載していますが事業所で検討して書きかえてください。

①ホーム

職員数	出勤率 30% ●名	出勤率 50% ●名	出勤率 70% ●名	出勤率 90% ●名
重要業務 の基準	生命を守るため 必要最低限	食事中心、その 他は減少・休止	ほぼ通常、一部 減少・休止	ほぼ通常
食事の回数	減少	減少	朝・昼・夕	ほぼ通常
食事支援	必要な方に支援	必要な方に支援	必要な方に支援	ほぼ通常
入浴支援	清拭	一部清拭	一部清拭	ほぼ通常
洗濯	使い捨て対応	必要最低限	必要最低限	ほぼ通常

通所系

職員数	出勤率 30% ●名	出勤率 50% ●名	出勤率 70% ●名	出勤率 90% ●名
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水
対応できる利 用者数				
重要業務 の基準	生命を守るため 必要最低限	医療的ケア・ 食事中心、その 他は減少・休止	ほぼ通常、一部 減少・休止	ほぼ通常
活動の提供		必要に応じて	必要に応じて	ほぼ通常
送迎支援				
食事提供			必要な方に支援	ほぼ通常

被災により一時的に事業所が使用できない場合には、利用者宅を訪問するなど、代替サービスの提供も検討しましょう。

訪問系

職員数	出勤率 30% ●名	出勤率 50% ●名	出勤率 70% ●名	出勤率 90% ●名
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水
対応できる 利用者数				
重要業務 の基準	生命を守るため 必要最低限		ほぼ通常、一部 減少・休止	ほぼ通常
身体介護				ほぼ通常
家事援助				ほぼ通常
外出支援	中止			ほぼ通常
送迎支援	中止			

- ・ヘルプ事業所でサービス提供を長期間休止する場合は、特定相談支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問サービス等への変更を検討してください。
- ・相談支援事業所は災害発生時で、事業が継続できる場合には、可能な範囲で、個別訪問等による早期の状態把握を通じ、障害福祉サービス等の実施状況の把握を行い、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者に対して必要な支援が提供されるよう、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関との連絡調整などを行うことが重要です。避難先においてサービス提供が必要な場合も想定されるため、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関と連携しながら、利用者の状況に応じて、必要なサービスが提供されるよう調整を行ってください。

職員の状況確認

平時にエクセルで作成した職員台帳を用いて状況確認を行います。

利用者の状況確認

平時にエクセルで作成した利用者台帳を用いて確認を行います。事業ごとに利用者の状況確認の優先順位を設定します。

放課後等デイ	成人通所	ホーム	ヘルプ	相談
学校と連携して状況確認を行い、必要に応じて関係機関に連絡	通所施設を利用している方の安否確認を行い、必要に応じて関係機関に連絡	ホーム利用者の安否を関係機関に連絡	ヘルプしか利用していない方の状況確認を優先。必要に応じて関係機関に連絡	避難行動要支援者に該当して、通所等を利用されていない方、在宅で単身生活の方を優先

災害後の自宅訪問（通所、ヘルプ、相談）

通所やヘルプや相談支援事業においては利用者の状況確認のために訪問を行うことがあります。その際に留意すべき事項をまとめたので参考にしてください。

（１）優先順位付け

- ・利用者の被災状況や支援の必要から検討して、訪問すべき優先度の高い利用者から訪問する。また、交通手段が確保でき、訪問可能かを判断して調整する。

（２）訪問時の持参品

- ・身分証を携帯すると共に、移動中や訪問先でのけが防止のため、底の厚い靴を履き、軍手等を持参するようにします。

（３）訪問方法

- ・安全確保のために訪問は出来るだけ2人で行きましょう。

（４）訪問時

- ・居宅内で家具の転倒や家電が落下していて危険がある場合、転倒した家具は起こせるものは起こして、次の余震で倒れにくいように家具の前面の床との隙間にスリッパ等をはさんでおきましょう。
- ・ガラスが飛散していた場合は、ガラスを取り除き、利用者に注意を促しましょう。
- ・家屋が明らかに傾いて、倒壊の恐れがある時は、避難所への避難を促しましょう。

災害時各種対策

災害が起きて、ライフラインや通信手段が止まった時の対策を検討します。参考例を記載していますが事業所で検討して書きかえてください。

状況	対応方法
水道が止まった時	「飲料水」「生活用水」に分けて、それぞれ「確保策」「削減策」を記載してください。 また、一般成人が1日に必要とする飲料水は1.5～3.0リットル程度とされています。 また、給水車から給水を受けられるよう、ポリタンクなど十分な大きさの器を準備しておくことも重要です。 浴槽は損傷がなければ生活用水のタンクとして活用可能です。 (記載例) トイレは簡易トイレを利用 食器は紙コップや紙皿を利用 ポリタンクを5個準備
電気が止まった時	被災時に稼働させるべき設備を記載してください。 また、「電気の確保策」「電気の代替策」の現状確認と対応策の検討を行い、記載してください。 自家発電機の有無により対策は異なります。 自家発電機を所有している場合は、非常時に使用できるよう、メンテナンスや稼働方法の確認を平常時から行っておきましょう。
トイレが利用できないとき	利用者の障害の特徴や支援状況に適した簡易トイレを、速やかに設置し、周知することが重要です。 女性の利用者や職員のために、生理用品も備蓄しておいてください。 利用者と職員双方の汚物の処理方法を記載してください。排泄物や使用済みのオムツなどの廃棄物をどのよう

	に処理し、どこに保管するのか、衛生面に留意して記載してください。 (記載例) プライバシーに配慮した簡易トイレの設置 汚物やゴミの保管場所を決める
飲食の提供	
通信障害が発生し麻痺しているとき	被災時に施設内で実際に使用できる方法について、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載してください。 携帯電話、携帯メール、パソコンの E メール、SNS などの「複数の方策」を検討しておきましょう。 (記載例) 自動車のバッテリーを利用してスマホやパソコンを充電できるようにする WI-FI が利用できない場合に備えてスマホのデザリング契約を結ぶ
システムが利用できないとき	電力供給停止などによりサーバ等がダウンした場合の対策を記載してください。 浸水リスクが想定される場合はサーバの設置場所を検討しましょう。 あわせて、データ類の喪失に備えて、バックアップ等の方策も記載してください。 (記載例) ・クラウドサービスを契約してネット上に保管 ・紙ベースの書類も可能な限り電子データに変換して保存する ・避難時に持ち出す重要書類を事前に決めて保管場所を特定しておく

復旧対応

破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように別紙の施設の破損個所確認シートを整備します。

情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

利用者や職員の状況報告はエクセルで作成した台帳を障害福祉課等自治体への報告や避難所を通じた応援要請の際にご活用ください。

情報公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めて記載します。

4. 地域貢献

被災時の職員の派遣や福祉避難所の運営をする場合は記載します。そのほか、ご自身の事業所で地域連携・共助に関することで必要があれば計画に盛り込んでください。

（１）被災時の職員の派遣

（災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録）

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討しましょう。

（２） 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載しましょう。

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが、仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておきましょう。

② 福祉避難所開設の事前準備

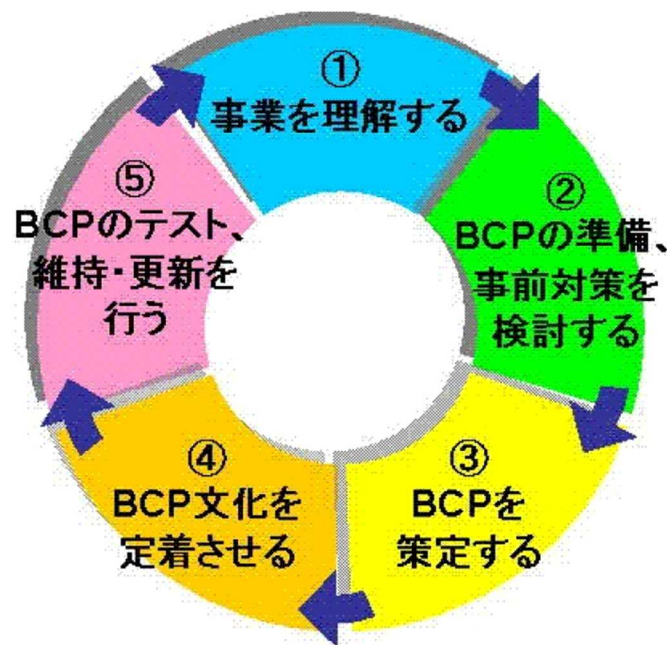
福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進めましょう。また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておきましょう。

・福祉避難所の開設に関しては対象者が居住している地域にレベル 3 高齢者等避難以上の避難情報の発令された場合、または震度 6 弱以上の地震発生時となっています。

さいごに

BCPは計画を策定して終わりではなく、作成したBCPを基に学習会や訓練を実施し、計画の見直しを図るというPDCサイクルにて、職員間や利用者と内容を共有しておくことがより大切です。最初から完璧なものを目指すのではなく、そのつどメンテナンスを繰り返し、事業所の運営に即したBCPを完成させてください。

BCP 策定・運用サイクル（継続的な改善のために）



【参考文献】

- 『障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン』厚生労働省
- 『かながわ障害福祉施設 bcp 作成支援ツール』かながわBCP作成支援ツール検討会
- 『障害者支援に関わる職員向けの災害時マニュアル 災害時のピアサポートと被災後のメンタルヘルス』災害救援者のピアサポートコミュニティの構築プロジェクト・障害者支援施設班（編）
- 『介護サービス事業者のための災害対応ガイドライン』しだ介護サービス事業者協議会
- 『ひな型でつくる福祉防災計画 ～避難確保計画から BCP、福祉避難所～』東京都福祉保健財団；増補改訂・改題第3版（2020/7/1）
- 『これならわかる〈スッキリ図解〉介護BCP(業務継続計画)』翔泳社（2022/1/27）